

複合型公共施設整備基本計画（案）の パブリックコメント実施に伴う対応について

本市企画政策部では、公民館機能、図書館機能、文化ホールなど、複数の機能を有する複合型公共施設の整備に向けて、基本計画（案）の策定を進めており、令和8年2月頃に基本計画（案）に係るパブリックコメントを実施する予定である。

教育委員会においても、令和7年3月定例会において、中央公民館が複合型公共施設へ移転した後は、分館公民館も含め、社会教育法に基づく施設としての位置づけを見直す方針を確認したところであり、パブリックコメント実施前に、その見直しに係る考え方について、区・自治会長連絡協議会役員会で説明する予定である。

1 予定スケジュール

令和7年12月15日 区・自治会長連絡協議会役員会で事前説明

令和8年2月 基本計画（案）パブリックコメント

2 事前に説明する内容

- ① 公民館機能移転後は、社会教育法が規定する公民館ではなく、市民の生涯学習活動や文化鑑賞など、幅広い事業の展開が可能となる施設とする方針であること。
- ② 社会教育法が規定する中央公民館はなくなるため、分館公民館についても、社会教育施設から生涯学習機能を有する地域のコミュニティ活動の拠点となる施設とする方針であること。

※参考

社会教育法第23条の制約が外れる。→利用の幅が広がる。

社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

（1）もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利
用させその他営利事業を援助すること。

③ 今後、市と市教育委員会が連携して、複合型公共施設の供用開始までの間に、現在の分館公民館の管理運営に関する影響については、区・自治会との調整を図りながら整理した上で、説明会等を開催することで明確にしていくこと。

④ 現時点での前提と考えている事項

- ・これまでどおり、施設の管理運営に関しては各区・自治会で行う。
- ・これまでどおり、施設の建築・改築・改修等に係る費用については補助を行う。
- ・この機会に、覚書等の取扱いを全施設で統一する。
- ・その他、不要な影響が極力発生しないよう調整しながら進める。